

通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書

新学期が始まったばかりの4月、京都府亀岡市で集団登校の列に軽乗用車が突っ込み、市立安詳小の児童ら10人が最大で25メートルもはね飛ばされ死傷したり、館山市大賀の県道で朝、通学のバスを待っていた市立館山小1年生が軽自動車にはねられ死亡するなど、全国で通学中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いだ。

これらの状況を踏まえ、5月30日、政府は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長名で、各都道府県教委や私立学校、附属学校を置く各国立大学法人事務局長に対し、「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」を出している。そこでは、すでに5月1日に、各地域の学校、警察、道路管理者等の連携・協働と、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や関係機関の協働で、通学路の安全点検や安全確保を図ることについて特段の配慮をお願いしたが、今回改めて「通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、『通学路における緊急合同点検等実施要領』を作成」したので、「実施要領に沿って、関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします」と、3省庁の連携のもと取り組みを進めることが明らかにされている。

これら通達に沿って、既に本県でも危険箇所の早期特定や警察署や道路管理者による現場点検も行っている。これら危険箇所の改善を図るには、車道と歩道の分離帯・防護柵などハード面における整備・設置が必要とされる事案が多いことが指摘されている。

早期発見とともに、ソフト、ハード面における改善が速やかに図られることは、児童生徒の命と安全を確保すると同時に、これら生活密着型の公共事業が確保されることで地域経済にもプラスになると考えられる。よって、次の事項について強く要望する。

- 1 「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」を履行するうえで必要となるソフト、ハード面における予算措置を行い、速やかに危険箇所の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 武石利彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

} 様